

IP通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス）

【現改比較表】2022年6月29日現在

～2022年6月28日	2022年6月29日～
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第88条（略）</p> <p>別記1～8（略）</p> <p>料金表～料金表別表2（略）</p> <p>第1条～第73条の5の2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第88条（略）</p> <p>別記1～8（略）</p> <p>9 端末機器の提供等</p> <p>料金表～料金表別表2（略）</p> <p>第1条～第73条の5の2（略）</p>
<p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間）</p> <p>第73条の6 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>3 第6種シェアードIP-PBX契約者は、前項の最低利用期間内に第6種シェアードIP-PBX契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約の解除後も、そのUniversal One利用回線に係る契約を継続する場合（解除と同時にそれに相当する契約を締結する場合を含みます。）は、この限りではありません。</p>	<p>（第6種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間）</p> <p>第73条の6 第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ2に係るものに限ります。以下本条において同じとします。）には、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、第6種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>3 第6種シェアードIP-PBX契約者は、前項の最低利用期間内に第6種シェアードIP-PBX契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。</p>

<p>第73条の7～第88条（略）</p> <p>別記1～4（略）</p>	<p>第73条の7～第88条（略）</p> <p>別記1～4（略）</p>																
<p>5 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p>	<p>5 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。<u>この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 584 1991 1067"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><u>区 分</u></th> <th style="text-align: center;"><u>弁済金の金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">音声インタフェースがCOTインタフェースのもの</td> <td><u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td><u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音声インタフェースが基本インタフェースのもの</td> <td><u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td><u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21,600円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの</u></td> <td style="text-align: center;"><u>86,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区 分</u>		<u>弁済金の金額</u>	音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	<u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u>	<u>10,800円</u>	<u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u>	<u>21,600円</u>	音声インタフェースが基本インタフェースのもの	<u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u>	<u>10,800円</u>	<u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u>	<u>21,600円</u>	<u>音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの</u>		<u>86,400円</u>
<u>区 分</u>		<u>弁済金の金額</u>															
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	<u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u>	<u>10,800円</u>															
	<u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u>	<u>21,600円</u>															
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	<u>通信チャンネルが4チャンネルのもの</u>	<u>10,800円</u>															
	<u>通信チャンネルが8チャンネルのもの</u>	<u>21,600円</u>															
<u>音声インタフェースが1次群インタフェースのものであってクロック同期機能を提供するもの</u>		<u>86,400円</u>															

6～8（略）

6～8（略）

9 端末機器の提供等

(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1（タイプ2）及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）から請求があったときは、端末機器（第6種シェアードIP-PBX利用回線の終端となる装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。

(2) 端末機器を設置するために必要な場所は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用負担において、第6種シェアードIP-PBX契約者と当社が合意するところにより、当社が端末設備の設置場所を提供することがあります。

(3) 端末機器に必要な電気は、第6種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。

(4) 第6種シェアードIP-PBX契約者が端末機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(5) 当社は、当社が設置した端末機器を善良な管理者の注意をもって第6種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。

(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者は、端末機器を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、その金額は次表の弁済金（不課税）とします。

<u>区分</u>	<u>弁済金の額</u>
<u>弁済金</u>	<u>当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額</u>

料金表

通則

1～12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 第 79 条 (利用料金の支払義務) から第 80 条 (ダイヤルアウト通信料の支払義務) まで並びに共通編第 30 条 (手続きに関する料金の支払義務) 及び共通編第 31 条 (工事費の支払義務) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)) に基づき計算された額とします。) に消費税相当額を加算した額とします。

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

- (1) 料金表第 1 表 (料金 (附帯サービスの料金を除きます。)) 第 1 (利用料金) の 5 (第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの) の 5 - 2 (料金額) の 5 - 2 - 4 (ダイヤルアウト通信料) のイ (通信のうち本邦と外国との間で行われるもの) に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。

(2)～(3) (略)

14 (略)

第 1 表～第 2 表 (略)

第 3 表 附帯サービスに関する料金

料金表

通則

1～12 (略)

(消費税相当額の加算)

13 (略)

13の2 13に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注)当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

- (1) [別記 5 \(ボイスモードゲートウェイ装置の提供等\) の \(8\) に規定する弁済金、別記 9 \(端末機器の提供等\) の \(6\) に規定する弁済金及び料金表第 1 表 \(料金 \(附帯サービスの料金を除きます。\)\) 第 1 \(利用料金\) の 5 \(第 6 種シェアード I P - P B X 契約に係るもの\) の 5 - 2 \(料金額\) の 5 - 2 - 4 \(ダイヤルアウト通信料\) のイ \(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの\) に規定する料金については、消費税相当額を加算しません。](#)

(2)～(3) (略)

14 (略)

第 1 表～第 2 表 (略)

第 3 表 附帯サービスに関する料金

第1～第9（略）	第1～第9（略）
料金表別表1～料金表別表2（略）	料金表別表1～料金表別表2（略）
	IP通信網サービス契約約款 共通編 附 則（令和4年6月23日 A P S 1 サ第00935163号） この改正規定は、令和4年6月29日から実施します。